

発議案第 2 号

白井市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記発議案を別紙のとおり白井市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

令和 5 年 3 月 2 3 日提出

白井市議会議長 岩田 典之 様

提出者 議会運営委員会
委員長 伊藤 仁

提案理由

本案は、議員定数の減により関係条項を整備するため提案するものです。

白井市議会委員会条例の一部を改正する条例

白井市議会委員会条例（平成13年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号中「7人」を「6人」に改める。

第4条第2項中「11人以内」を「9人以内」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月30日から施行する。

発議案第2号

○白井市議会委員会条例（平成13年条例第3号）新旧対照表

改正案	現 行
(略)	(略)
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。	2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。
(1) 総務企画常任委員会 <u>6人</u>	(1) 総務企画常任委員会 <u>7人</u>
ア～キ (略)	ア～キ (略)
(2) 教育福祉常任委員会 <u>6人</u>	(2) 教育福祉常任委員会 <u>7人</u>
ア～ウ (略)	ア～ウ (略)
(3) 都市経済常任委員会 <u>6人</u>	(3) 都市経済常任委員会 <u>7人</u>
ア～ウ (略)	ア～ウ (略)
(略)	(略)
(議会運営委員会の設置)	(議会運営委員会の設置)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>9人以内</u> とする。	2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>11人以内</u> とする。
3 (略)	3 (略)
(略)	(略)